

岐阜県中小企業団体中央会からのお知らせ

# 専門家と一緒に課題解決に取り組みます！

～「組合等ブラッシュアップ支援事業」のご案内～

当事業では、組合及び組合員が抱える課題や新事業構築等について、専門家と本会職員が一緒になり課題解決を図り、円滑な事業活動を支援します。

◆支援の主な内容は、以下のとおりです。

ものづくり、新分野進出、新事業創出や  
市場・販路開拓などへの対処

ホームページ活用、販売・在庫管理の  
システム化などへの対処

環境問題への対処  
(新エネルギー、再資源化、公害対策など)



## 無料

※派遣する専門家の謝金・旅費は、本会が支出します。

農商工連携、地域活性化、地域製品の  
マーケティング、地域ブランド創出や地域  
団体商標登録などへの対処

労働問題への対処  
(人材確保・育成、高齢者雇用など)

組合活性化・ビジョン策定への対処

詳細を知りたい、又は、活用を希望したい場合は、お気軽にご連絡下さい。

◆ 問合せ先 ◆

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館(岐阜県県民ふれあい会館) 8F  
岐阜県中小企業団体中央会

組織支援チーム (TEL 058-277-1101) E-mail info@chuokai-gifu.or.jp

▼裏面の「活用事例」をご覧ください。▼

# ～活用事例～

※過去に当事業を実施した組合の活用事例(一部)を紹介します。  
活用を検討される場合の参考にして下さい。

## ◆A組合

**現状・課題：**当組合では、組合員の取り扱う商品の共同販売等を実施しているが、近年、売上が伸び悩んでいた。そのため、経費節減を図るなど努力を続けてきたが厳しい状況には変りはないため、専門家のアドバイスを受けて売上改善を図りたい。

**支援内容：**専門家による売り場の検証（商品の構成・陳列、導線の検証）などを実施し、その後、売上改善に向けた提案を行い、組合事業の安定化を図った。

## ◆B組合

**現状・課題：**当組合では、今後、多くの嘱託職員の採用を予定している。また、賃金や退職金の取り扱いを変えた従業員もいるなど、現在定めている就業規則では様々な雇用形態に対応しきれない状況であった。そのため、就業規則の見直しを図りたい。

**支援内容：**社会保険労務士より、全ての就業形態（正規従業員、嘱託職員等）に対応可能な就業規則の留意点について指導を行った。

## ◆C組合

**現状・課題：**当組合では、モデルハウス展示場を有し、その展示場にてイベントを実施するなど積極的な販促活動を行っている。専門家より、イベントの内容やチラシの作成方法などについてアドバイスを受け、今後更に集客力をアップさせたい。

**支援内容：**専門家より、集客力を向上させるためのイベントの提案やチラシの作成方法のノウハウの他、販促活動の長期的な展望について提案を行った。